

# 福祉サービスの利用者負担

# 障害福祉サービス（個別給付）に係る

## 利用者負担の見直しの必要性

- サービス提供未実施市町村が多く、新規の利用者が急速に増えることが見込まれる
- 既存の利用者と新規の利用者の公平

○当面、新たにサービスを利用し始める者の増加によるサービス量や、支援の必要度に応じたサービス量を確保することが必要。

必要なサービスを確保するため、制度の効率化・透明化等を進めるとともに、その費用を皆で負担し支え合うことが不可欠。

### <利用者負担>

- 在宅と施設のバランスのとれた負担
- サービスの利用量に応じた負担

### <国・都道府県の負担>

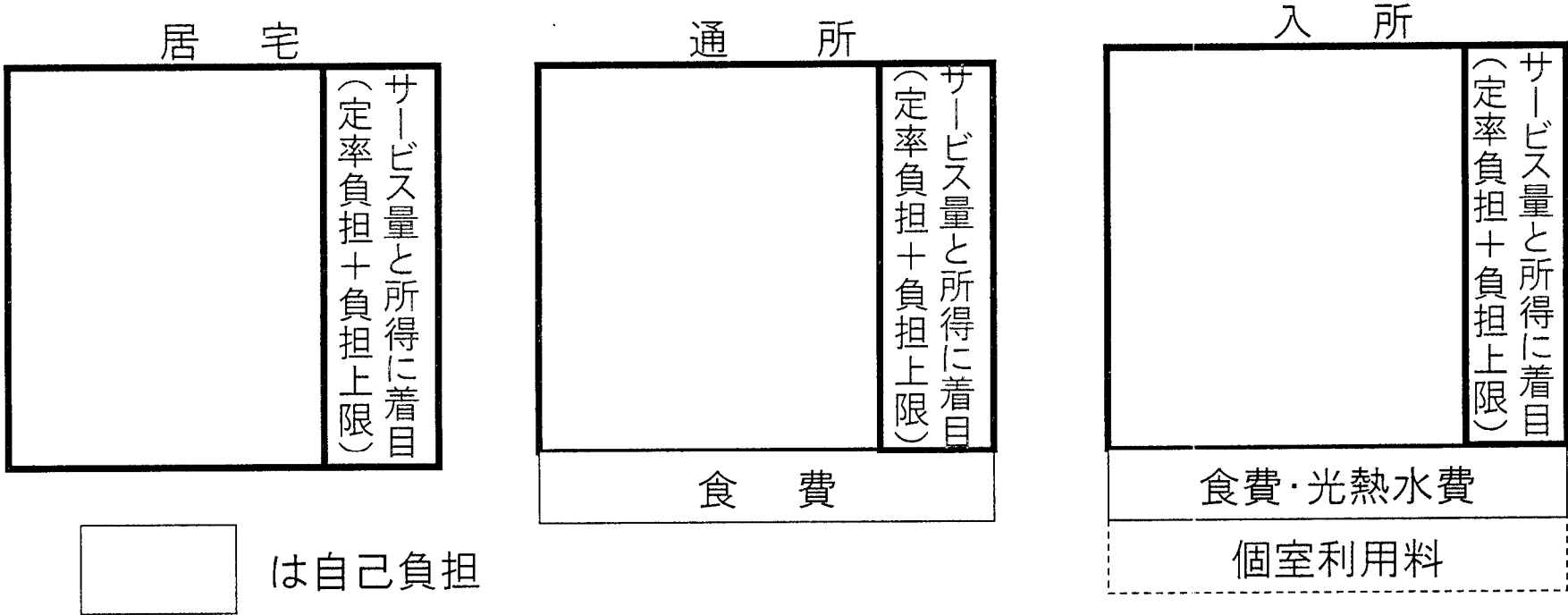
制度的課題の解決を前提に、国及び都道府県の財政責任を強化する。

# 障害福祉サービスに係る利用者負担の見直しの考え方

## 実費負担+サービス量と所得に着目した負担

(居宅、通所)  
 ○ 応能負担(現在の平均負担率約1%) → 実費負担+サービス量と所得に着目した負担  
 (入所)  
 ○ 応能負担(現在の平均負担率約10%) → 実費負担+サービス量と所得に着目した負担

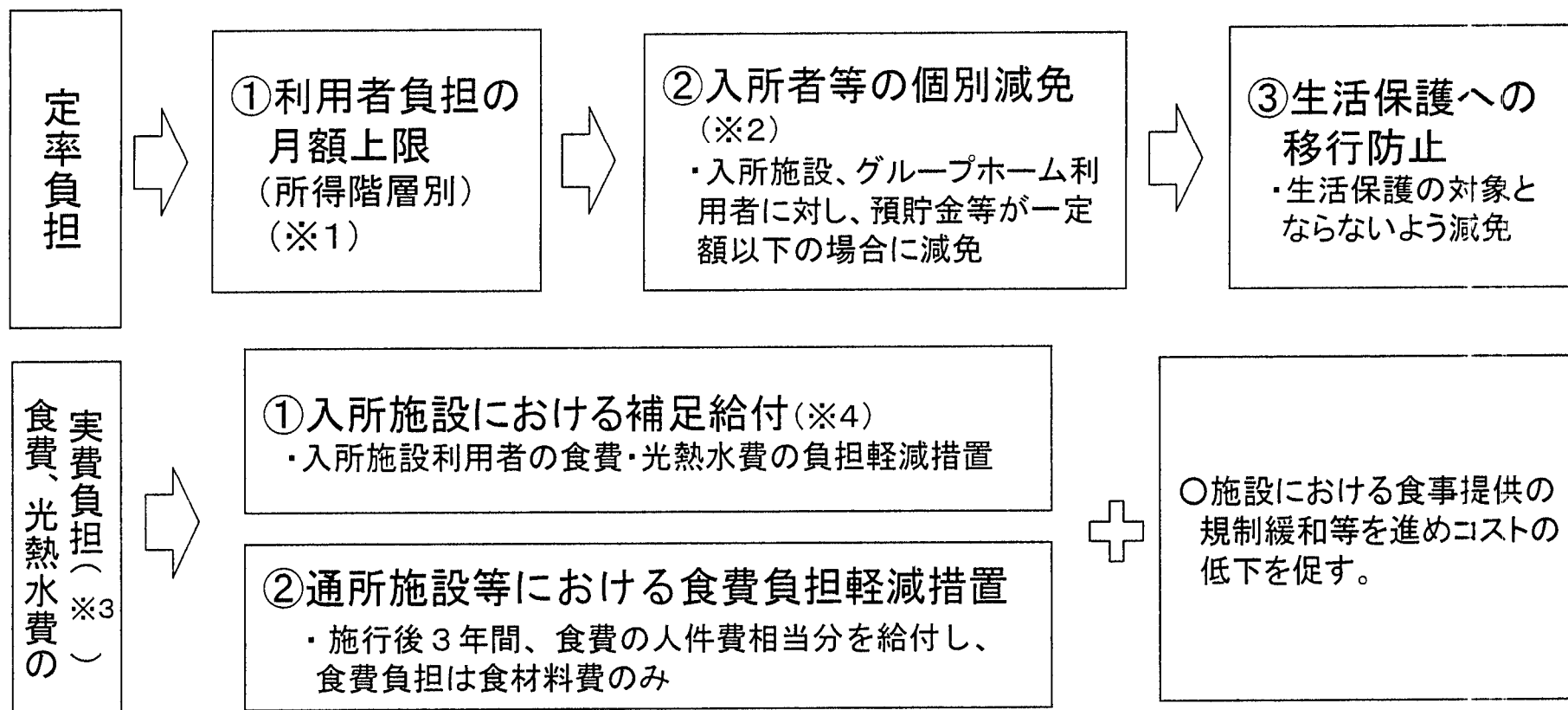
負担能力の乏しい者については、経過措置も含め負担軽減措置を講ずる。



この他、医療費・日用品費は自己負担

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したのから対象となる。

# 利用者負担に係る配慮措置



※1 加えて、高額障害福祉サービス費として、介護保険利用負担分等の合算による軽減措置を講じる。

※2 施行後3年間実施(継続の必要性については実態調査に基づき再検討)

※3 特に栄養管理等が必要な者については、平成18年10月の新施設・事業体系の報酬設定の際に別途評価方法を検討。

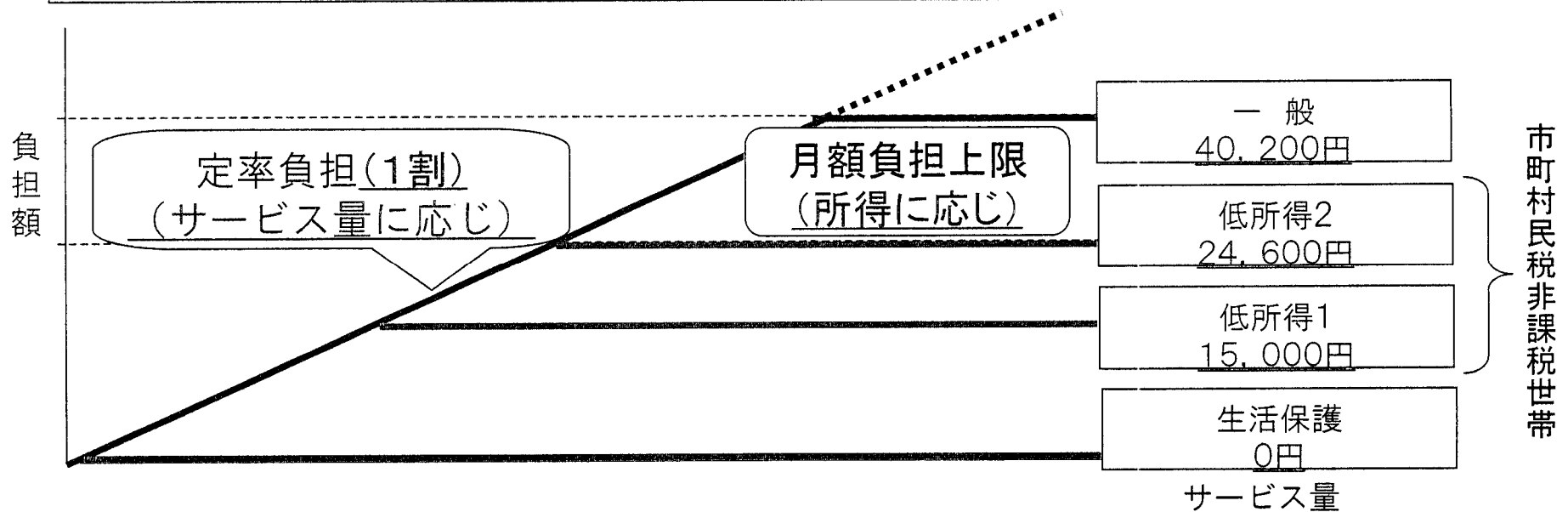
※4 入所施設における食費等に係る実際のコスト等を調査し、その結果を補足給付の基準額に反映。

# (定率負担に係る措置)

## ①利用者負担の月額上限措置について

利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

- ①生活保護：生活保護世帯に属する者
- ②低所得1：市町村民税非課税世帯であって世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円（障害者基礎年金2級相当）未満である世帯に属する者  
→ グループホームで単身で生活する基礎年金2級のみの方
- ③低所得2：世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者  
→ 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。
- ④一般：市町村民税課税世帯



# 利用料の負担義務の範囲について

## 利用者本人による負担

(本人の収入に応じ、額を設定)

本人が負担できない場合

## 扶養義務者による負担

(扶養義務者の収入に応じ、額を設定)

### 【扶養義務者の範囲】

○20歳以上の障害者の場合

配偶者及び子

○20歳未満の障害者(児)の場合

配偶者、父母及び子

いずれも障害者と同一の世帯に属し、かつ、  
生計を同じくすると認められる者

## 利用者本人による負担

(扶養義務者の負担を廃止)

※ただし、利用者負担の  
負担上限額は、世帯の収  
入に応じて設定